

第8 入院基本料等加算の施設基準等 放射線治療病室管理加算の施設基準

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和4年3月4日 厚生労働省告示第55号)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和4年3月4日 保医発0304第2号)

告示	通知
<p>21の4 放射線治療病室管理加算の施設基準</p> <p>(1) 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準 放射性同位元素による治療を行うにつき十分な設備を有していること。</p> <p>(2) 密封小線源による治療の場合の施設基準 密封小線源による治療を行うにつき十分な設備を有していること。</p>	<p>第12の4 放射線治療病室管理加算の施設基準</p> <p>1 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準 治療用放射性同位元素による治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。 なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 当該病室内又は病室付近に必要な放射線測定器(放射性同位元素による汚染の検査に係るもの)、器材(放射性同位元素による汚染の除去に係るもの)及び洗浄設備並びに更衣設備を設置していること。ただし、当該病室が特別措置病室である場合には、更衣設備の設置に代えて、作業衣を備えることをもって、当該基準を満たしているものとして差し支えない。</p> <p>(3) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。</p> <p>2 密封小線源による治療の場合の施設基準 密封小線源による治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。</p>

- (1) 医療法施行規則第 30 条の 12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。
なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

3 届出に関する事項

- (1) 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の [様式 26 の 3](#) を用いること。
- (2) 当該病室の平面図を添付すること。